

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁救急救助課長

建築物等に係る事故情報に関する特定行政庁との連携体制の整備等について

「建築物等に係る事故防止のための対応及び連携体制の整備について」(国住防第3278号)が別添のとおり、国土交通省住宅局建築指導課長から各都道府県建築主管部長あてに发出されました。

消防機関と建築行政を所管する特定行政庁(建築基準法第2条に規定する特定行政庁をいう。)が建築物等に係る事故情報を共有する体制を整備することは、建築物等に係る事故に起因する救急搬送事案の発生や再発を未然に防止し、地域の日常生活の安全性の向上に資するものであることから、下記事項に留意するとともに、各都道府県におかれては、管内市町村(消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。)に対して、周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 事故情報の特定行政庁への提供について

消防機関は、救急搬送事案のうち、不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設(以下「建築物等」という。)におけるエスカレーター、エレベーター等の可動物等において発生した人身事故で社会的影響が大きいと認められるものに関する情報を当該建築物等の所在地を管轄とする特定行政庁に提供するよう努めること。(上記国土交通省通知文2を参照)

2. 地方公共団体における連携体制の整備について

消防機関と特定行政庁で建築物等における事故の危険性や発生状況等に関する情報を共有するとともに、地域の安全性向上のための施策を実施するため、地域の実情を考慮した連絡協議会の設置等の連携体制の整備に努めること。(上記国土交通省通知文2を参照)

3. その他公共施設に係る事故に関する関係行政機関等との連絡体制の確保について

その他住民の広く利用する施設における事故について、再発の未然防止に資する観点から、地域の実情に応じてこれら施設に係る関係行政機関等との間で協議し、連絡体制を確保するよう努めること。